

答申第 1126 号

諮問第 1781 号

件名:行政文書ファイル管理簿に登録された平成 17 年現場指紋等送付簿等の不開示（不存在）決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、令和 5 年 10 月 26 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同年 11 月 9 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由（略）

### 3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件処分内容及び理由

##### ア 事実経過

##### (ア) 行政文書開示請求の受理

審査請求人は、令和 5 年 10 月 26 日に愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）を訪れ窓口備付けの行政文書ファイル管理簿を閲覧した。審査請求人は、同日、当該ファイル管理簿に登載された特定のファイルに保存されている文書の開示を求める行政文書開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）を提出したことから処分庁はこれを受け付けた。

本件開示請求書には行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項として

行政文書ファイル管理簿に登録された

- ①平成 26 年・令和 5 年 選挙概況
- ②令和 4 年・5 年 検視総括
- ③平成 17 年 現場指紋等送付簿

- ④平成 24 年 身元不明死体票
- ⑤平成 20 年 現場写真記録処理簿  
(請求日現在、稲沢署で保管のもの)

と記載されていた。

(イ) 本件開示請求の不開示決定

処分庁は、本件開示請求書を受け、稲沢警察署行政文書ファイル管理簿を調査したところ、本件開示請求書の記載内容のうち「③平成 17 年 現場指紋等送付簿」「⑤平成 20 年現場写真記録処理簿」(以下「本件行政文書ファイル」という。)については、既に削除されているのに、稲沢警察署情報公開窓口備付けの行政文書ファイル管理簿に登載されたままになっていたものであり、本件行政文書ファイルは存在していないことを確認した。

よって、処分庁は、条例第 11 条第 2 項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、令和 5 年 11 月 9 日付けで行政文書不開示決定(刑鑑発第 5498 号。以下「本件処分」という。)を行った。

イ 行政文書ファイル管理簿について

処分庁が管理する行政文書に係る開示請求の受付等を行う情報公開窓口には、開示請求者から行政文書の名称や行政文書を特定するのに役立つ情報として、行政文書ファイル管理簿が備え付けられている。

なお、本件開示請求で確認された本件行政文書ファイルについては、後日行政文書ファイル管理簿の該当箇所に斜線で削除表示をする措置を行っている。

ウ 本件行政文書ファイルの根拠規程

(ア) 「現場指紋等送付簿」について

「現場指紋等送付簿」については、平成 17 年当時、愛知県警察指掌紋取扱規程(平成 10 年愛知県警察本部訓令第 7 号)を根拠とし、保存期間は「公訴時効完成まで」と規定され保存期間満了時に廃棄処分するものであるが「愛知県警察指掌紋取扱要綱の制定(平成 27 年刑鑑発甲第 43 号)等でシステム化されてからは、行政文書ファイルシステムの現場指紋等送付簿は廃止されている。

(イ) 「現場写真記録処理簿」について

「現場写真記録処理簿」については、平成 20 年当時、愛知県警察現場写真取扱要綱(平成 3 年刑鑑・防総・交指・備一発甲第 35 号)に規定されており、保存期間は公訴時効完成までとされ保存期間満了時に廃棄処分するものであったが、平成 22 年 5 月に廃止され現在は、「愛知県警察現場写真等取扱要綱の制定」(平成 22 年刑鑑・生総・地総・交総・備一発甲第 76 号)に規定されている。

#### エ 本件行政文書ファイルの削除

令和5年に稲沢警察署において、文書点検を実施した際に本件行政文書ファイルに文書が保存されていないいわゆる空ファイルであることを確認し、本件行政文書ファイルの削除を実施した。

削除後に本件開示請求がなされ、同請求時には、本件行政文書ファイルは存在していなかったものの、稲沢警察署情報公開窓口備付けの行政文書ファイル管理簿に削除したことが反映されておらず、本部備え付けの行政文書ファイル管理簿にも同様に削除したことを反映していなかったものである。

#### (2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、開示請求した文書は、行政文書ファイル管理簿に掲載されているので、行政文書が存在するはずである旨主張している。しかしながら、行政文書ファイル管理簿に斜線等の削除措置がなされていないため、「③平成17年 現場指紋等送付簿」及び「⑤平成20年 現場写真記録処理簿」が、行政文書ファイル管理簿に登載されていたもので、上記3で述べたとおり、請求時点では本件行政文書ファイルは削除しており存在していないことから、本件処分に誤りはなく、審査請求人の主張は失当である。

#### (3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 4 審査会の判断

#### (1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、稲沢警察署が平成17年現場指紋等送付簿及び平成20年現場写真記録処理簿という名称の行政文書ファイルに保管している行政文書である。

#### (2) 本件請求対象文書の存否について

当審査会において処分庁から説明を聴取したところ、本件行政文書ファイルは、稲沢警察署において本件開示請求日以前に実施した点検により、本件行政文書ファイル内に文書が保存されていない空ファイルであることを確認し、総合文書管理システム上のファイル登録から削除されていたものの、稲沢警察署情報公開窓口に掲示していた行政文書ファイル管理簿に反映されていなかったため、当該行政文書ファイル管理簿には本件行政文書ファイルが登載されていたとのことである。

当審査会において処分庁に確認したところ、仮に本件請求対象文書を過去に作成又は取得していたとしても、本件行政文書ファイルの保存期間は公訴時効完成までと規定され、本件行政文書ファイル内に保管されている

文書は公訴時効完成後に順次廃棄されることとなっているため、保管すべき行政文書が存在しなかったものと考えられるとのことである。

これらのことからすれば、本件請求対象文書を作成若しくは取得していない又は廃棄済みであるとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

行政文書ファイル管理簿に登録された

③ 平成 17 年 現場指紋等送付簿

⑤ 平成 20 年 現場写真記録処理簿

(請求日現在 稲沢署で保管のもの)

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
6 . 1 . 2 2	諮問 (弁明書の写しを添付)
6 . 1 0 . 3 1 (第 694 回 審査会)	審議
6 . 1 1 . 2 1 (第 696 回 審査会)	審議
6 . 1 2 . 2 3	答申